

静岡県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月27日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県条例第51号

静岡県情報公開条例の一部を改正する条例

静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（<u>第7条第1号に規定する情報</u>を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>	<p>(公文書の開示義務)</p> <p><b>第7条</b> 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(2)の2 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p><b>第9条</b> 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（<u>第7条第1号及び第2号の2に掲げる情報</u>を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。